

諮問庁：資源エネルギー庁長官

諮問日：平成29年5月18日（平成29年（行情）諮問第189号）

答申日：平成30年3月15日（平成29年度（行情）答申第526号）

事件名：特定期間に開催された東京電力改革・1F問題委員会の議事録の不
開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成28年10月から12月にかけて開催された、以下の東京電力改革・1F問題委員会（以下「委員会」という。）の議事の記録（以下「議事録」という。）（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第1回委員会：平成28年10月5日開催

第2回委員会：平成28年10月25日開催

第3回委員会：平成28年11月15日開催

第4回委員会：平成28年11月18日開催

第5回委員会：平成28年12月5日開催

第6回委員会：平成28年12月9日開催

第7回委員会：平成28年12月14日開催

第8回委員会：平成28年12月20日開催

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月8日付け20170111公開資第1号により資源エネルギー庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

当該不開示決定通知書の「不開示とした理由」には、「該当する行政文書は、資源エネルギー庁では、作成も取得もしておらず、保有していないため」とあった。しかし、議事概要が公表されており、その基になっている議事録が存在しないなどとは考えられない。改めて当該記録を調査し、開示するよう求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、平成29年1月10日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、「平成28年10月から12月にかけて開催された東京電力改革・1F問題委員会の議事録（議事概要ではなく議事録をお願いします）。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は平成29年1月11日付けでこれを受け付けた。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、平成29年2月8日付け20170111公開資第1号をもって、これを不開示とする決定を行った。

2 原処分及びその理由

処分庁は、本件対象文書について、資源エネルギー庁では、作成も取得もしておらず保有していないため、法9条2項の規定に基づき、これを不開示とする決定を行った。

3 審査請求人の主張についての検討

(1) 委員会における資源エネルギー庁の役割

ア 委員会は、経済産業省設置法（平成11年法律第99号）4条1項52号及び54号の規定を踏まえ、経済産業大臣が、東京電力改革の具体についての提言の取りまとめを依頼するため、資源エネルギー庁及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構を事務局として設置された。

イ 委員会の議事は、原則非公開としているが、委員会開催後の委員長及び事務局からの記者会見、議事要旨の公開、委員会で使用した資料の原則公開等を通じて委員会の内容をできる限り明らかにしている。

(2) 議事録の不存在について

委員会の議事録については、委員会の事務局である資源エネルギー庁において、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）、行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日、内閣総理大臣決定。以下「行政文書管理ガイドライン」という。）及び資源エネルギー庁行政文書管理規則（平成23年4月1日付け平成23・03・31資庁第3号）の関係規定に則り作成するものであるが、本件開示請求時点においては、いずれの議事録も未作成であり、本件対象文書は不存在であった。

4 結論

以上のことから、処分庁において本件対象文書の保有の事実は認められず、行政文書不存在として行った原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年5月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 平成30年2月23日 審議

④ 同年3月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、第1回ないし第8回委員会の議事録である。

審査請求人は、原処分取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書を作成も取得もしておらず、保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 委員会は、東京電力が福島復興と原子力発電所の事故収束への責任を果たしていく上で必要となる経営改革の具体策を検討するため、経済産業省設置法4条1項52号及び54号の規定に基づき、経済産業大臣により設置され、平成28年10月5日に第1回会合が開催された。同会合では、委員会の各会合は原則非公開で開催し、議事要旨については、各会合の終了後速やかに作成し、公開することが合意された。

イ 議事要旨は、委員会の事務局である資源エネルギー庁の担当部署の数名の職員が会合に同席し、発言者名や発言内容等をメモに記録した上で、会合終了後に当該メモに基づいて議事要旨の案を分担して作成し、発言内容に曖昧な点があった場合には、発言者にその意図を確認するなどした上で作成した。

なお、委員会の第1回ないし第8回会合の各議事要旨は、経済産業省のウェブサイトにおいて公開している。

ウ 行政文書管理ガイドラインで定められた議事録は、既に公開されている上記イの議事要旨に加え、会合に同席していた複数の職員の個人メモを基に作成することとしていたが、本件開示請求時点では未作成であった。

(2) 当審査会事務局職員をして確認させたところ、経済産業省のウェブサイトには委員会各会合の議事要旨及び席上配布資料が掲載されており、第1回会合での配付資料「本委員会の運営について(案)」(以下「運営方針」という。)には、上記(1)アの諮問庁の説明のとおり、委員会の各会合は原則非公開で開催し、議事要旨については、各会合終了後速やかに作成し、公開する旨の記載があることが認められた。

各会合の議事要旨は、運営方針にのっとり、速報的に作成されるもの

であることを踏まえると、本件開示請求時点において、各会合の議事録は未作成であったとする諮問庁の上記（１）ウの説明は不自然、不合理とはいえ、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、資源エネルギー庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、資源エネルギー庁において、本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久